

第 2 0 回 国立大学法人山梨大学契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	令和 7 年 9 月 1 9 日（金）本部棟 5 階第二会議室
委 員	委員長 小俣 晃（国立大学法人山梨大学監事） 委 員 近藤 徹（弁護士） " 田中 佑幸（公認会計士・税理士）
審議事項	1 個別契約案件に係る調査・審議について 2 入札・契約の過程に係る手続等に関する再苦情処理について 3 契約に係る入札談合に関する情報等について 4 その他
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	下記のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	全体としては特に問題なく処理されていると判断した。

抽 出 案 件		備 考
① 一般競争（政府調達）	1/9 件	審議対象期間： 令和 7 年 1 月 1 日～ 令和 7 年 6 月 30 日
② 一般競争（政府調達以外）	5/41 件	
③ 指名競争	0/0 件	
④ 企画競争による随意契約	0/0 件	
⑤ 公募による随意契約	1/25 件	
⑥ その他の随意契約	2/49 件	
合 計	9/124 件	

意見・質問	説明・回答
1 個別契約案件に係る調査・審議について ○令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間に締結した契約のうち、委員が抽出した契約案件 9 件について、契約の妥当性等の点検を行ったが、特に問題となる契約はなかった。 審議の概要は以下のとおりである。	

(1) 医学部キャンパス建物清掃業務 一式

(R7. 4. 1-R9. 3. 31)

〔一般競争（政府調達）〕

- ・ 契約の経緯を教えてください。
- ・ 仕様書を5者が受領しているが、応札業者が1者のみであったのは、どのような理由が考えられるか。
- ・ 仕様の中で、営業所・拠点を山梨に設置することが要件となっており、応札業者が限られている。病床数を区分して提案することはできなかったのか。
- ・ その他の要件について、実績や規模を考慮して緩和することはできなかったのか。
- ・ 総合評価落札方式の活用という観点からも、規模を縮小するなど、参入可能な業者の範囲を広げることを検討する必要があるのではないか。
- ・ 予定価格はどのように算出したか。
- ・ 前回より割高になったのか。
- ・ 予定価格の算出においても特殊な清掃ということが盛り込まれているのか。
- ・ 病院清掃は一般清掃と異なるが、仕様書ではこれを明確に求めているのか。
- ・ 応札者が決定した後に、予定価格を算出しているのか。
- ・ 案件概要の3番に広告の周知方法として、官報公

- ・ 経緯を説明。
- ・ 応札を辞退した理由について説明。
- ・ 病院では、臨時清掃等への対応が必要となるため、県内に営業所または支店がある業者が望ましいとして、仕様書に記載している。
- ・ 患者の療養環境における特殊な清掃業務となるため、一定規模の実績を有する業者でなければトラブルが生じやすいことから、仕様書に明記している。
ただし、必ずしも600床である必要はなく、検討の余地はある。
- ・ 他大学や県内の他病院の状況を参考にして、再検討する。
- ・ 予定価格の算出方法を説明。
- ・ 前回との金額差について説明。
- ・ 予定価格の算出方法を説明。
- ・ その通り。一般の建物清掃と異なり、手術室の清掃も含まれるため、一定の実績がなければ対応できない。
- ・ 応札者から参考見積が提出され、資格要件が満たされているか確認した上で算出している。
- ・ 同じものである。政府調達では、官報公告を50日

告、大学 HP および学内掲示板で周知すると記載されているが、2 番に記載されている 54 日間の公告期間とは異なるものか。 ・ 1 者応札となった理由については、技術面だけでなく人員配置の問題もあると考えられる。 県外業者であっても、公告期間が十分に長く、県内に事業所を設置するという意思決定が可能な期間であれば、応札があった可能性も考えられる。	以上行うことが定められている。そのため、官報公告、大学 HP および学内掲示板で、54 日間の公告期間を設定した。 ・ 仕様書や様式を固め、仕様策定委員会を開催した上で官報公告ができるため、公告期間をこれ以上長く設定することが難しかった。
(2) 網羅的タンパク質発現定量業務 一式 〔一般競争（政府調達以外）〕 ・ 契約の経緯を教えてください。 ・ 価格の妥当性はどのように判断したか。 ・ 市場調査において、類似品との比較は困難だったのか。 ・ 仕様書では、『特定業者しか対応できないような特殊な作業や前提条件は設けていない』とあるが、応札業者以外から参考見積を取得することはできなかったのか。 ・ 今回の業務に対応可能な業者の情報は把握しているのか。	・ 経緯を説明。 ・ 価格の妥当性の判断方法について説明。 ・ 類似品との比較について説明。 ・ 工夫する余地はある。 ・ 仕様内容が専門的であるため、教員から業者の提示があれば見積書を取得することは可能である。今後は教員に確認のうえ、情報を得て見積を取得するよう心掛けたい。
(3) 医学部キャンパス駐車場管理委託業務 一式 (R7. 4. 1-R8. 3. 31) 〔一般競争（政府調達以外）〕 ・ 応札者 1 者ということも含めて契約の経緯を教えてください。 ・ 他大学においても駐車場管理委託業務は単年度契	・ 経緯を説明。 ・ 他大学において単年度契約は少数であり、3～5 年

約が多いのか。 ・現時点の景気動向を踏まえると、複数年契約の方が望ましいと考えられるが、デメリットはあるのか。 ・これまでも単年度契約だったのか。 ・昨年より契約金額が上がったのか。 ・入札書受領者が参入できない理由として必要な人員を確保できないとあるが、どういう意味か。 ・設備投資は複数年契約で回収可能と説明があったが、具体的に伺いたい。 ・公告期間 18 日間について、競争を促すためには何日程度必要と考えているか。 ・公告期間 18 日では人員教育が非常に困難だが、公告期間延長や発注見通しの提示など、対応策はあるか。また、改善できれば参入業者が増えるのではないか。 ・公告開始前に、発注見通しやそれに準じた情報を業者へ提供できないのか。 ・複数年契約は考えていないのか。	の契約であることが多い。 契約期間が単年度の場合、2 年目以降の落札が必 保証されないため、複数年契約の方が、人員研修 の継続や雇用の安定といった面で有利と考えられて いる。 ・複数年契約のデメリットについて説明。 ・その通り。 ・昨年との金額差について説明。 ・入札を辞退した理由について説明。 ・人員の研修にかかるコストは複数年契約であれば 回収可能である。 ・公告期間 18 日間は、規定より長く設定している。 ・実際には 2 月下旬に落札業者決定・契約締結とな り、その後 1 か月以上の準備期間がある。また、 契約書には、業者入れ替え時に現行業者が新業者 へ業務引き継ぎを行う旨を明記している。 ・本学も工事契約の場合は提供していたが、公平性 の観点から大学全体で統一基準が必要であり、基 準があれば可能である。 ・社会情勢次第である。複数年契約などの仕様変更 によって応札業者が増えれば、競争が働き価格を 抑えられるため、検討したい。
(4) 物流管理業務及び洗浄滅菌・手術室補助等 業務 一式(R7. 4. 1-R8. 3. 31) 〔一般競争（政府調達以外）〕	

・ 契約の経緯を教えてください。 ・ 予定価格の算出方法を伺いたい。 ・ 入札が 5 回になったのはどうしてか。 ・ 公告方法はホームページと掲示板のみか。他業者への声掛け等はあるか。	・ 経緯を説明。 ・ 予定価格の算出方法を説明。 ・ 入札が 5 回になった理由を説明。 ・ 業者へ直接的に周知することはしていない。特殊な業務であり、必要人員も多いため、対応できる業者はある程度決まっている。過去には別の業者が参入したこともあったが、直近数年は同業者のみである。
(5) Leica CM1860UV クリオスタット 一式 〔公募による随意契約〕 ・ 契約の経緯を教えてください。 ・ 他に対応可能な県内業者はあるのか。 ・ 今回の納入品は、2017 年に本学に納入したものと同一か。 ・ 公募による随意契約において、価格交渉は可能か。 ・ 業者から見積書を徴収する手続きを伺いたい。 ・ 他大学実績は参考にしなかったのか。 ・ 最初から、500 万円未満の契約と推測していたのか。 ・ 特別出精値引きにより 500 万円未満とすることで、一般競争入札ではなく随意契約となる。その結果、競争が働かなくなるのではないか。	・ 経緯について説明。 ・ 対応可能な業者はあると考えられるが、限られており、今回は 1 者応札となった。 ・ 同じものではなく類似品である。 ・ 見積り合わせを実施し、最低価格業者が落札後、大学側から価格交渉を行うことは可能である。 ・ 公告をホームページと医学部キャンパス掲示板へ掲示し、公告を見た業者から見積書が提出される。 ・ 他大学実績について説明。 ・ その通り。調達の流れとして、講座から契約部署へ、購入依頼書と業者から取得した参考見積書が提出されるため、金額を把握したうえで、手続きを進めている。 ・ 見積り合わせの場合も、一般競争入札と同様にホームページおよび掲示板で公告を行うため、競争は働いている。

・今後の対応について、仕様書において代替機種の提案を許容するとあるが、今回はこの機種のみが仕様を満たしていたのか。 ・機種選定に関しては、会議等で決定するのか。 ・今回の機種は教員が指定したということか。 ・契約の透明性・妥当性を判断するうえで、機種選定における仕様決定プロセスを明確化することが望ましいのではないか。 ・物品を購入する場合、教員が直接業者から金額等の情報を取得するのか。もしくは、契約部署へ購入希望を依頼し、契約部署から業者へ連絡を取っているのか。	・その通り。UV 除染機能を有する機種はクリオスタットのみであることから、機種選定となった。 ・仕様策定委員会によって決定する場合もあるが、今回は開催していない。 ・その通り。仕様の内容は事務方で判断することは困難であり、教員と内容を確認しながら進める必要がある。 ・医学部では、教員が自身の予算内で購入可能かを判断するため、ディーラーやメーカー、インターネットから金額等の情報を収集し、契約部署へ購入依頼書を提出する。 その後の契約手続きは契約部署が担当する。
(6) AI 訓練用計算機 一式 GDEP GSV-IEMSM-4U4G 〔一般競争（政府調達以外）〕 (7) AI 分析用計算機 一式 〔一般競争（政府調達以外）〕 ・契約日が 1 週間程度しか異ならないにもかかわらず、なぜ同時期の契約を 2 件に分けたのか。その経緯と理由を教えてほしい。 ・契約名は訓練用と分析用となっているが、内容は全く別物ということか。 ・予定価格算出について、本学の納入実績はないのか。	・経緯を説明。 ・内容は全く別物である。教員が仕様書で提示しており、金額についても幅がある。 ・パーツの組み合わせが異なるため、類似品はあっても同一のものはない。そのため、納入実績は参考にできない。また、オープン価格であるため、定価は設定していない。

・教員が今回の契約先を希望したわけではないのか。 ・公告期間を短く設定した理由を伺いたい。 ・今回の調達教員からの急な依頼か、それとも当初の計画に含まれていたのか。 ・予算が確保されている研究であれば、執行状況の確認は可能か。 ・物品購入等依頼書は、教員から会計課へ提出されるのか。また、購入依頼書の金額の根拠について伺いたい。 ・今回の契約では、最終的に購入依頼書の価格を上回っているが、その理由は何か。 ・購入依頼書は支出負担行為にあたる書類か。 ・購入依頼書にはすでに業者決定済として、債主が記載されているがこれはなぜか。	・教員からは、希望する構成を満たすものであれば、業者の指定はなかった。 ・納期が年度内であり、スケジュールはタイトであった。その結果、納期遅れを避ける観点から公告期間は短く設定された。 より多くの業者が参加できるように、会計課から教員へ計画的な予算執行を促すことが重要である。 ・計画書にはパソコンの購入が記載されていたが、今回は教員からの購入依頼後に調達準備を開始した。半期を過ぎた時点で会計課職員が計画・執行状況を確認し、教員を促すことで余裕をもった調達が可能である。 ・その通り。外部委託を受けて研究を行っている。しかし、予算の交付時期は研究によって異なり、秋頃になってから執行可能となる場合もある。 ・その通り。金額は基本的に業者の参考見積を根拠としており、概算ながら金額把握のために徴収している。 ・参考見積書はあくまで概算であり、受領後に細かい仕様の変更があったため、契約金額の方が高くなっている。 ・支出負担行為のための決裁書類である。会計課が、予算の確保状況、購入希望、金額に応じた調達方法などを把握するため、教員から提出される。 ・あくまで、参考見積を提出した業者を記載している。
(8) FANUC Robot CRX-5iA 〔その他の随意契約〕 ・契約の経緯を教えてください。 ・委託機関の規定とは何か。	・経緯について説明。 ・委託機関の規定とは、農林水産省スマート農業事

・規定通りの手続きであれば、利益相反の問題はない。原価提示および利益額の確認は可能か。 ・他大学への実績照会は、すべての国立大学に実施しているのか。	業の事務処理要領に記載されているものである。 ・事業費の確定もあるため、規定に沿って運用しているが、本契約については書類上で確認することはできない。 ・実績照会は、すべての国立大学にFAXで一斉送信している。
(9) FL23 4 輪駆動移動ロボット 一式 〔その他の随意契約〕 ・契約の経緯を教えてください。 ・共同研究ということは参画機関にも委託金が配分されるのか。 ・企業が拠出することはないのか。	・経緯について説明。 ・今回の事業は本学が代表機関であり、農林水産省から一括配分された予算を、本学から各参画機関へ配分している。 ・企業が拠出することはない。
2 入札・契約の過程に係る手続等に関する再苦情処理について	・特になし。
3 契約に係る入札談合に関する情報等について	・特になし。
4 その他	